

2025 年 6 月 27 日

各位

会 社 名 北浜キャピタルパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役会長 前田 健晴
(コード番号：2134 東証スタンダード)
問 合 先 取締役副社長 管理本部長 佐藤 哲寛
(TEL. 06-6226-7581)
U R L <https://kitahamabank.co.jp/>

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,134,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 62 円
(4) 発行総額	380,308,000 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 4 名 5,598,000 株 当社の従業員 4 名 113,000 株 当社子会社の取締役 3 名 423,000 株 ※社外取締役を除く。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025 年 6 月 27 日開催の当社第 33 期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、当社の取締役の報酬等の額である年額 500,000 千円以内（うち、社外取締役分は年額 6,000 千円以内）の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 2 千万株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、対象取締役に対しては当社第 33 期定時株主総会から 2026 年 6 月開催予定の当社第 34 期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対しては 2025 年 7 月 25 日から 2030 年 7 月 24 日までの期間に係る譲渡制限付株



式報酬として、割当予定先である対象取締役4名（以下、「割当対象者Ⅰ」という。）並びに当社の従業員4名及び当社子会社の取締役3名（以下、「割当対象者Ⅱ」といい、「割当対象者Ⅰ」と「割当対象者Ⅱ」を総称して以下、「割当対象者」という。）に支給される金銭報酬債権合計380,308,000円を割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式6,134,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

また、本新株発行による希薄化の規模は、2025年6月26日現在の発行済株式総数541,556,993株に対し1.13%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

なお、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当対象者Ⅰとの間の割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月25日から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）において、割当対象者Ⅰは、当該割当対象者Ⅰに割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限Ⅰ」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限Ⅰの解除事由の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限Ⅰの解除

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限Ⅰを解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2025年7月から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が



生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Iにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限Iを解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者Iは、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Iについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限Iが解除されるまでの間、本割当株式Iを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間I中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者Iが保有する本割当株式Iの全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限Iを解除するものいたします。

4. 割当対象者IIとの間の割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月25日から2030年7月24日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間II」という。）において、割当対象者IIは、当該割当対象者IIに割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式II」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限II」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者IIが、本譲渡制限期間IIが満了する前に当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象職位」という。）のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式IIを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式IIのうち、本譲渡制限期間IIが満了した時点（以下、「期間満了時点II」という。）において下記③の譲渡制限IIの解除事由の定めに基づき譲渡制限IIが解除されていないものがある場合には、期間満了時点IIの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限IIの解除

当社は、割当対象者IIが、本譲渡制限期間II中、継続して、対象職位のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点IIをもって、当該時点において割当対象者IIが保有する本割当株式IIの全部につき、譲渡制限IIを解除いたします。ただし、割当対象者IIが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間IIが満了する前に対象職位のいずれの地位からも退任又は退職した



場合には、2025 年 8 月から割当対象者Ⅱが対象職位のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 60 で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限Ⅱを解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者Ⅱは、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限Ⅱが解除されるまでの間、本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限Ⅱを解除するものいたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 6 月 26 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 62 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上